

仕 様 書

1 案件名称 岐阜市民病院への看護職員紹介業務

2 契約期間 契約締結日から令和5年3月31日（更新あり）

3 業務内容

- (1) 受注者は、岐阜市民病院（以下「発注者」という。）が求める条件（年齢、経験等）に従い、必要な免許を保有する看護職員（以下「人材」という。）を発注者に紹介すること。
- (2) 受注者は、発注者において看護職員の募集を行っていることを確認した上で人材を紹介すること。
- (3) 受注者は、発注者に人材を紹介する場合、受注者が定める様式にて人材の情報（氏名、年齢、経歴等）を発注者に提出すること。
- (4) 受注者は、発注者に人材を紹介するにあたり、人材に対して適宜必要な支援を行うこと。

4 報酬に関すること

- (1) 報酬は、受注者が紹介した人材が採用に至った場合に発生する成功報酬型とする。
- (2) 受注者において成功報酬に関する規定があること。
- (3) 成功報酬は、採用した人材の想定年収の30パーセント以内（税抜）とする。ただし、その料率は受注者の規程において定める料率を超えないこと。
- (4) 想定年収とは、採用した人材の想定月次給与（基本給及び諸手当）の12か月分に賞与算定基準額に前年度実績賞与支給月数を乗じて得た額を加えたものをいう。
- (5) 想定月次給与とは、給料月額に地域手当、病院勤務手当、看護職員手当、夜間看護手当、手術待機手当、役職手当、扶養手当、住居手当を加えたものをいう。ただし、病院勤務手当は1か月に21日勤務するものとして算出し、夜間看護手当は1か月間の想定夜勤回数に基づき算出するものとする。なお、通勤手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当は含めない。
※超過勤務手当、休日給、夜勤手当は労働基準法において定められている割増賃金のこと
- (6) 発注者は、受注者の請求に基づき、紹介された人材が入職した日を含む月の月末までに口座振込により支払うものとする。

5 報酬の返金に関すること

- (1) 受注者において、成功報酬の対象となる採用決定者が、入職日から起算して一定期間内に自己都合により退職、または明らかに採用決定者の責めによる懲戒免職となった場合における返金規定があること。
- (2) 返金に関する取り決めは、原則として受注者の規定によるが、双方において協議の上定めることもできるものとする。